

高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱 (第1条～第15条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附則 この要綱は、令和7年10月24日から施行する。</p>	<p>高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱 (第1条～第15条 省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p>

新					旧				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
補助対象事業	補助要件等	補助対象経費	補助率	補助限度額等	補助対象事業	補助要件等	補助対象経費	補助率	補助限度額等
学生と県内事業者との交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が具体的な就職先を検討する前の段階で、県内事業者と交流するためのイベント開催を目的とする。 ・1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。 ・1回のイベントにつき、参加学生の目標は15名以上とする。 <p>※企業説明会や就職フェア等は補助対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 	2/3 以内	<p>2,000千円</p> <p>※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/回を上限額とする。</p>	学生と県内事業者の交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が具体的な就職先を検討する前の段階で、県内事業者と交流するためのイベント開催を目的とする。 ・1回のイベントにつき、参加事業者は5者以上とする。 ・1回のイベントにつき、参加学生の目標は15名以上とする。 <p>※企業説明会や就職フェア等は補助対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 	2/3 以内	<p>2,000千円/回</p> <p>※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/回を上限額とする。</p>
職業体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や生徒等へのキャリア教育の一環で実施する職業体験や現場見学等を目的とする。 ・1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。 			<p>2,000千円</p> <p>※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/者を上限額とする。ただし、複数の事業者が1会場でイベントを開催する場合は、複数の事業者でまとめて90,000円を上限とする。（注）</p>	職業体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童や生徒等へのキャリア教育の一環で実施する職業体験や現場見学等を目的とする。 ・県内事業者5者以上で実施すること 			<p>2,000千円/回</p> <p>※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/者を上限額とする。ただし、複数の事業者が1会場でイベントを開催する場合は、複数の事業者でまとめて90,000円を上限とする。（注）</p>

(注) 近隣の施設（例えば、同じ施設の別室など）でイベントを開催する場合は1会場とみなす。ただし、事業者自社でイベントを開催する場合、事業者同士が隣接していても別会場とみなす。

(注) 近隣の施設（例えば、同じ施設の別室など）でイベントを開催する場合は1会場とみなす。ただし、事業者自社でイベントを開催する場合、事業者同士が隣接していても別会場とみなす。

新		旧			
(参考) 補助対象経費					
経費区分	内容				
人件費	・事業者や学生の募集、会場の手配、広報、イベントの準備や開催、関係者との調整等の業務担当者に係る人件費				
報償費	・運営スタッフに対する謝礼 ・講演の講師に対する謝礼 等 ※参加事業者は補助対象外				
旅費	講師や運営スタッフの交通費又は宿泊費 ※ 参加者及び 参加事業者は補助対象外				
需用費	消耗品費	文具類、紙類、材料費、ノベルティ 等			
	印刷製本費	・資料の印刷 ・チラシ、パンフレット、のぼり旗作成 等			
役務費	通信運搬費	・通信料 ・運送料 等			
	広告料	SNS、新聞、テレビ、ラジオ等、ホームページ作成 等			
	手数料	送金手数料 等			
	保険料	損害保険料 等			
委託料（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）		・ポスター、パンフレットの作成委託料 ・テレビ放送料 ・企画・運営 等			
使用料及び賃借料		会場使用料、バス代 等			
(参考) 補助対象外となる経費の例は次のとおり。					
<ul style="list-style-type: none"> ・団体の内部へ支払う経費（団体の内部の者に対する謝金、委託料等） ・団体の内部の者のみで行う補助事業の運営に関する打合せに要する旅費及び宿泊費 ・イベント当日以外に要する土地、建築物、施設、会場等の不動産、自動車、機械類、事務用機器等の借上げ、施設の入場料、体験料等 ・補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費 ・取得価格 10万円以上の物品購入費 ・飲食又は宿泊を伴う企画における飲食代 ・参加者の飲食代、景品代等がイベント等の体験料に含まれており、これらを分けることができない場合の当該体験料 ・参加者への景品・記念品代等の経費 ・補助金の交付決定前に着手した事業経費 <p>※「団体の内部」とは、団体の役員となる者が経営者・役員等の立場にある企業とする。</p>					
(別表第2 省略)		(別表第2 省略)			

